政令第百三十七号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五野外訓練・演習従事手当の項の次に次のように加える。

共同・統合訓練演習従事手当	自衛隊及び外国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練若しくは演習又は統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練若しくは演習であつて防衛大臣の定めるものの実施に関し、必要となる事項の立案、総合調整、統制業務その他の防衛大臣の定める業務（一日の業務時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する職員（本府省業務調整手当の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき七百十円
犯則取締等手当	日本国外において刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として防衛大臣の定める業務に従事する自衛隊法施行令第百九条第二項に規定する警務官等	業務一日につき五百五十円
野外整備作業手当	野外における整備に関する業務のうち、防衛大臣の定める危険又は困難を伴うものに従事する陸上自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限り、航空手当の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき六百円
北部地域野外作業手当	北海道に所在する部隊のうち厳しい自然環境において活動するものとして防衛大臣の定めるものに所属し、野外において防衛大臣の定める作業（一日の作業時間が一時間未満であるものを除く。）に従事する職員	作業一日につき千二百円

別表第九イ夏服（上衣及びズボン又はスカート）の項を次のように改める。

夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	三組	三組

別表第九イ作業外被の項の次に次のように加える。

作業下衣			二着

別表第九イ略帽の項を次のように改める。

略帽		二個	一個

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第五共同・統合訓練演習従事手当の項から北部地域野外作業手当の項までの規定は、令和八年四月一日から適用する。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条第二項第三号及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「第十条の二第二項に規定するこども家庭センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を行う施設に限る。）、児童福祉法」を削る。

第十二条の表三の項中「児童福祉法」の下に「第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業の用に供する施設、同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、同法」を、「児童養護施設」の下に「又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設」を加え、同表中四の項を削り、五の項を四の項とし、同表六の項中「老人福祉法」の下に「第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法」を、「養護老人ホーム」の下に「、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム」を加え、「又は同法」を「、同法」に改め、「老人福祉センター」の下に「又は同法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター」を加え、同項を同表五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設	十分の七・五

第十二条の表七の項中「幼保連携型認定こども園」の下に「並びに学校教育法第一条に規定する幼稚園及び特別支援学校（幼稚部に限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第七条及び第十二条の規定は、令和八年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和七年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和八年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗